

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア
(コード番号: 2352 東証マザーズ)
本 社 所 在 地 : 東 京 都 品 川 区 東 品 川 三 丁 目 27 番 25 号
代 表 者 : 代 表 取 締 役 江 藤 晃
問 合 せ 先 : 取 締 役 財 務 部 長 須 藤 昌 人
TEL (03) 5461 -0848 (代 表)

新株予約権の行使条件の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり「平成14年12月16日開催の臨時株主総会における第2号議案(株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件)の決議を一部変更する件」につき、平成18年6月23日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成14年12月16日開催の臨時株主総会第2号議案(株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件)の承認に基づき、その後の取締役会決議(平成15年11月20日)において、当社代表取締役江藤晃にストックオプションとして新株予約権20個(新株予約権の目的となる株式の種類と株数:普通株式60株)を割当ていたしました。今般、江藤は、インセンティブを目的として当該新株予約権を当社取締役及び従業員へ譲渡したいと申し出ております。

しかしながら、当該新株予約権の行使の条件として、「新株予約権の譲渡を認めない」旨が同臨時株主総会において決議されているため、本条件について譲渡を認める内容に変更を行うものであります。

本件は既に発行している新株予約権の譲渡であり、新たな株式の希薄化は発生いたしません。

同臨時株主総会の決議に基づき、江藤を含め18名の取締役及び従業員に新株予約権を割当てておりますが、江藤が保有する新株予約権のみを取締役会にて譲渡承認する方針であります。

また、江藤より、今般譲渡する新株予約権について、当該新株予約権は再譲渡できないことを謳った譲渡契約書を譲渡対象者との間で締結する予定である旨、報告を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

平成14年12月16日開催の臨時株主総会における第2号議案

株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

(変更箇所は下線部で表示)

変 更 前	変 更 案
< 省 略 >	< 現行どおり >
<p>7. 新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) <u>新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。</u></p> <p>(2) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定する。</p>	<p>7. 新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) <u>新株予約権の当社取締役又は従業員以外の第三者への譲渡、質入その他の処分は認めない。</u></p> <p>(2) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定する。</p>
< 省 略 >	< 現行どおり >
<p>9. 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする</p>	<p>9. 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする</p>
< 省 略 >	< 現行どおり >
<p>11. 新株予約権の割当方法</p> <p>各対象者に対する新株予約権の割当は、以下に定める事項その他当社取締役会が上記新株予約権発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を各対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 新株予約権の返還事由</p> <p>次の各場合には、対象者は新株予約権を当社に対して無償で返還するものとする。ただし、当社に対する過去の貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合にはこの限りでない。</p> <p>対象者が自己の都合により取締役又は従業員でなくなった場合</p> <p>対象者が当社取締役会により、合理的に定められる客観的指標</p>	<p>11. 新株予約権の割当方法</p> <p>各対象者に対する新株予約権の割当は、以下に定める事項その他当社取締役会が上記新株予約権発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を各対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 新株予約権の返還事由</p> <p>次の各場合には、対象者は新株予約権を当社に対して無償で返還するものとする。ただし、当社に対する過去の貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合にはこの限りでない。</p> <p>対象者が自己の都合により取締役又は従業員でなくなった場合</p> <p>対象者が当社取締役会により、合理的に定められる客観的指標</p>

<p>に基づき期待された貢献をしていないものと判断した場合</p> <p>対象者が当社の取締役の地位を解任された場合又は当社の就業規則に定める懲戒の事由に該当する場合</p> <p>対象者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p><u>新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした者</u></p> <p>対象者が放棄を申し出た場合</p> <p>(2) 対象者が死亡したときは、同人の相続人が新株予約権を相続するものとする。</p>	<p>に基づき期待された貢献をしていないものと判断した場合</p> <p>対象者が当社の取締役の地位を解任された場合又は当社の就業規則に定める懲戒の事由に該当する場合</p> <p>対象者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p><u>新株予約権の当社取締役又は従業員以外の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした者</u></p> <p>対象者が放棄を申し出た場合</p> <p>(2) 対象者が死亡したときは、同人の相続人が新株予約権を相続するものとする。</p>
--	---

以 上